

1 産地交付金助成における別途定める要件（国との協議により変更になる場合あり）

① 地域枠助成要件

【米粉用米・加工用米・新市場開拓用米共通】・・・以下のいずれか2つ以上の取組

※米粉用米は「ひとめぼれ」、加工用米は「みやこがねもち」、新市場開拓用米は多収品種（げんきまる、まなむすめ等）による取組であること。

1 不耕起田植技術	
2 育苗・移植作業の省力化	直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培、疎植栽培
3 土づくり	堆肥の施用、ケイ酸質資材の施用
4 肥料の低コスト化、省力化	土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、流し込み施肥、側条施肥
5 立毛乾燥	通常の成熟期から2週間程度ほ場で乾燥し、水分を減少させる。（鳥害や脱粒防止から概ね10月中の刈取りが望ましい。）
6 担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体による取組
7 集積・団地化	1ha以上の取り組みかつ1団地概ね1ha以上の団地化
8 共同乾燥調製施設の利用	
9 収穫・流通体制の改善	フレコン出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託

【大豆 生産性向上】・・・以下のいずれか1つ以上の取り組み。

1 種子更新	
2 排水対策	明暗きょ排水の整備、心土破碎
3 雑草対策	除草剤散布、草刈り
4 土づくり	有機質肥料の施用、土壌改良資材の施用
5 狭畦栽培	
6 耕うん同時畝立て播種	
7 農業機械の共同利用	
8 共同乾燥調製施設の利用	

【そば 収量向上対策】・・・以下の必須項目を含む5つ以上の取り組み。

1 排水対策【必須】	暗渠、明渠、排水溝、心土破碎のうち1つ
2 栽培講習会等の受講【必須】	受講後は、収量向上対策実施（改善）計画（任意様式）を作成し提出していただく必要があります。
3 種子更新	
4 土壌診断に基づく石灰資材の投入	土壌酸度をpH6.0程度に矯正（酸性土壌の場合）
5 耕うん同時畝立て播種	
6 堆肥の施用	10a当たり0.5トン以上を施用
7 除草管理	除草剤散布、中耕（条播の場合）、畦畔草刈り

② 県枠助成要件

【新市場開拓用米・飼料用米・加工用米・米粉用米共通】

以下のいずれか1つ以上（加工用米は2つ以上）の取組

① 直播栽培	⑨ プール育苗
② 稲わらまたは堆肥施用による土づくり	⑩ 高密度播種育苗栽培
③ 大豆跡復元田の活用	⑪ 追肥の実施
④ 側条施肥同時移植	⑫ 立毛乾燥
⑤ 肥効調節型肥料の施用	⑬ フレコン出荷
⑥ 育苗箱全量施肥	⑭ カントリー・ライスセンターの利用
⑦ 疎植栽培	⑮ スマート農業機器の活用
⑧ 乳苗移植栽培	

2 令和5年度 水稻生産等実施計画書（本計画書）の回収方法について

再生協議会における業務の見直し、農家負担軽減の一環として令和4年度から水稻生産等実施計画書（本計画書）の回収方法を、下記のとおり変更しています。

各集落へは引き続き、計画書の配付・回収に係る協力費をお支払いする予定です。

（本計画書）

- ・ 本計画書は、集落において配布のみ行い、回収はしない。
- ・ 変更がある農家等のみ、再生協議会で手続きする。

※ 農作業受託等がある農家（転作等交付金申請対象者）には、本計画書配付後の変更を反映した作物ごとの農作業地一覧を送付し、ほ場の最終確認をしていただく予定です。

3 令和5年度 転作地（畑地化実施状況）現地確認について

転作地等現地確認については、昨年から再生協議会（町、JA）において実施する体制としており、令和5年度も下記のとおり実施することとします。なお、現地確認用立札は、令和5年度から新規需要米取組表示票のみとし、それ以外（大豆、野菜等）の立札は廃止します（町外転作地を除く。）。

（6月上旬）山菜、たまねぎ、加工用野菜（春キャベツ）

（7月下旬）新規需要米（飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、WCS用稲）

・・・栽培・生育状況を重点に確認

（8月上旬）ねぎ、加工用野菜（にんじん、えだまめ、かぼちゃ、トマト）

（9月中旬）加工用野菜（はくさい、秋キャベツ）、西洋野菜（サボイ）

（9月下旬）そば、加工用野菜（だいこん）

※ 上記以外の作物については、7月下旬～8月上旬にドローンを用いた高精細空撮画像により確認を行います。

※ 町外転作地（大崎市、色麻町）の確認は、すべての作物について7月下旬に行います。